

清見小学校いじめ防止基本方針

はじめに

高山市立清見小学校では、平成18年11月20日に高山市の児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択されたことを受けて、本校においても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かっている。児童および学校職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「清見小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

☆清見小人権宣言☆

（平成26年4月1日策定 随時改訂）

1人1人が宝物

ニコニコあいさつで
気持ちの良い1日を過ごす
あったか言葉を使い
みんなを大事にする

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

＊けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（３）学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

２ いじめの未然防止のための取組

（１）魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ（あったか宣言作成と実践を通して）、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（２）「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない」「できない」という児童を大切にする。
- ・授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への意図的指名を通して広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

対話活動の充実・一人学びの確保・ICTの活用・アウトプットの確保・深まりを感じる時間の確保

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・清見で起きた悲しい交通事故を風化させず、安全な通学ができるように、定期的に交通安全や命の話をする。（毎年4月9日 「命を考える日」を位置づける）

（４）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・自己指導能力を育成するために、教育活動全体を通じて以下の３点に留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

（５）郷土教育の充実

- ・地域の方との交流や地域への貢献活動等を積極的に位置づけ、地域の方との心のふれあいを大切にし、達成感や貢献感を味わえるようにする。

（６）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。（高学年児童・保護者対象）

（７）人権意識の向上を図るための地域ぐるみの取り組み

- ・学校、地域、保護者が一体となって人に優しい街づくりに取り組む。（学校運営協議会）
- ・ＰＴＡ総会で、保護者に向けて「いじめ防止基本方針」について説明するとともに、ＰＴＡ懇談会で保護者への啓発（親同士のラインやメールでの誹謗中傷が子ども同士の人間関係に影響することがある、など）を行う。

３ いじめの早期発見・早期対応・再発防止

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、アンケート（毎月：記名式、前後期に一回ずつ：無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。アンケート保存期間は５年間とする。
- ・年間４回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「４ いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状

況等を確認し、対策を検討する。

- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員と情報交換を密にし、協力体制を整える。
- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。

（２）教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢で対話活動を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。（SOS の出し方教育・マイサポーターの活用）
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、保健相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修に加え、いじめ防止アドバイザーによる職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者や地域との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・人権タウンミーティングの活動を通して、地域の人とのつながりを深め、さらに人権意識を高める。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校

評議員、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

（６）いじめ防止アドバイザーの派遣

- ・いじめ防止アドバイザーの派遣を受け、いじめに係る児童への支援体制が適切に行われているかを確認するとともに、いじめに係る学校体制について相談したり助言を受けたりする。

（７）再発防止のために

- ・いじめた側、いじめを受けた側双方が、速やかに学級・学習復帰し、今後良好な人間関係を築けるよう見守りや指導を継続する。
- ・保護者の協力を得ながら心のケアを図る。
- ・学級や学校の全児童に対していじめや暴力、差別や偏見等は許されないことであり、温かく良いところを認め合う仲間関係を築くことが大切であると再認識する場を設ける。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー
いじめ防止アドバイザー 等

※スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、人権擁護委員 等

- ・「学校運営協議会」においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

※これは、清見小のいじめ防止プログラムとなります。

		月	取組内容（例）	備考
第1期		4月	- 職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） - 高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 - P T A総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） - 子どもを語る会 ・エンカウンター開始	「方針」の確認
		5月	- 学校評議員会等で「方針」説明 - マイサポーター活動開始 「あいさつでつながろう」 カードを渡す - SC 心の話 高学年 SOS の出し方教育 - 個人懇談（全保護者との対話活動） 「一人一人が宝物活動」開始 「いじめ未然防止・対策委員会」（学校運営協議会）の実施 ※校内関係者のみによる校内委員会は4月初めから随時実施	
		6月	- 心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 - 児童会主催によるいじめ防止「あったか宣言」（学級の人権宣言）作成にむけて実践 - 児童向けネットいじめ研修① - 保護者向けネットいじめの啓発活動 - ハイパーQU アンケートの実施、教育相談の実施 - SC 心の話 中学年 SOS の出し方教育 - マイサポーター活動（「よろしく」の対話）	
第2期		7月	「教職員取組評価（学校評価）アンケート」対策等の見直し - 校内いじめ未然防止研修の実施 - 教育相談の実施 - SC 心の話 低学年 SOS の出し方教育 - 特定児童への家庭訪問	第1回 県いじめ調査 夏季休業中の指導
		8月	校内いじめ未然防止研修（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会・ハイパーQU アンケート分析会・子どもを語る会）	
		9月	高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有	
第3期		10月	- ハイパーQU アンケート実施、教育相談の実施 - 学年団会議（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 「あったか宣言」に向けた取り組み強化月間 「いじめ未然防止・対策委員会」（兼人権教育推進会議）の実施	
		11月	- 心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施（担任とマイサポーター） 「いじめ未然防止・対策委員会」（学校運営協議会）の実施 - 人権タウンミーティングに向けた取組（全校でのあったか宣言の取組） - 児童向けネットいじめ研修②	

第 3 期	1 2 月	・人権タウンミーティングを受け「全校道徳」を行う ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・いじめ未然防止研修 ・いじめアンケート（無記名式）と教育相談の実施 ・ハイパーQU アンケート分析会	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
	1 月	・職員会議（冬休み前までのいじめ防止対策の取組、いじめアンケートの結果の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施（担任とマイサポーター）	
第 4 期	2 月	・児童会の取組のまとめ ・「いじめ未然防止・対策委員会」（学校運営協議会）の実施 ・心のアンケート（記名式）実施	
	3 月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	問題行動調査 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応マニュアル

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【おもな対応】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

注）番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔おもな対応〕

- ・ 市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 いじめ解消の定義

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

＊「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

8 学校評価における留意事項

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。